

ユーザーニーズに対応した優先的な審査

1. 現行制度

早期審査制度は、1986年に、審査請求から最終処分確定まで約3年かかっている状況の中、その発明を実施あるいは実施予定の特許出願（実施関連出願）については早期に権利を付与するため、通常の出願に優先して審査を行う制度として運用を開始した。

その後対象の拡大を図り、現在は、審査の国際協力を推進するため、または中小ベンチャー企業等の市場での競争力を早期に確保し、大学や公的研究機関の研究成果の社会への還元を促すために、外国にも出願している外国関連出願、中小企業・個人や大学・公的研究機関等からの出願も対象としている。

なお、早期審査は、出願人のみ請求可能であり、請求に当たっては、先行技術調査と先行技術文献との対比及び対象案件となる理由を簡略に記載した「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要となる。

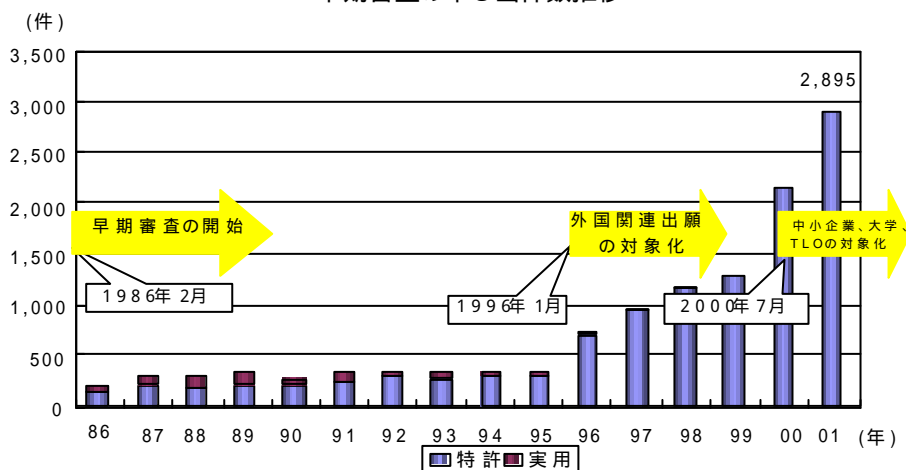
早期審査 審理ガイドライン」における早期審査の対象

- ア) 出願人又は実施許諾を受けた者が、その発明を実施している出願又は2年以内に実施予定の出願（実施関連出願）
- イ) 出願人がその発明について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している出願（外国関連出願）
- ウ) 出願人が、大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である出願。
- エ) 出願人が中小企業又は個人である出願。

2. 実績

運用開始以降の累次の対象拡大と制度の簡素化により、利用件数は着実に増加傾向を示している。ただし、未だ年間3,000件を下回る利用に留まっている（2001年は2,895件の請求）。なお、平均審査待ち期間は、請求から平均3.2ヶ月（2001年）となっている。

早期審査の申し出件数推移



3 . 具体的対応

早期審査制度の積極的な普及により、その活用を図るべきではないか。

今後、審査請求件数の急増と出願の高度化・複雑化により審査待ち期間の長期化が懸念される中、事業化の近い出願を優先的に審査し、事業化のタイミングを逃さない権利付与を可能とする等、出願人の早期権利保護の要請に応える必要がある。また、審査に関する国際協力を推進する観点からも、外国関連出願については、できるだけ早期の審査が必要となる。

こうした中、早期審査制度の利用は増加傾向にあるものの3000件程度に留まっているため、早期審査制度の積極的な普及により周知を徹底し、制度の活用を図るべきではないか。また、早期審査制度の活用にあたっては、透明性と客観性を確保しつつ、出願人の要請に基づき、他の出願に優先して審査に着手することが適切ではないか。